

化学物質総合管理政策研究会 中間とりまとめについて

平成14年7月
経済産業省
化学物質管理課

化学物質総合管理政策研究会（座長：池田正之京都大学名誉教授）は、本年4月から8回にわたり、化学物質総合管理を巡る主要な課題について検討を行い、7月4日の第8回会合において、これまでの議論を「中間とりまとめ（案）」として整理した。第8回会合における意見を踏まえ修正した後、公表する予定である。

1. 化学物質総合管理の基本的考え方

人の健康及び環境への影響の未然防止の観点から、化学物質が国民生活や産業活動にもたらす社会的・経済的な便益とのバランスを図りつつ、化学物質の「リスク」に応じた対応をする。

【化学物質総合管理の基本の方針】

①科学的知見及び科学的方法論の充実、②科学的な不確実性が残る課題への対応、③国際的な協調と協力、④ライフサイクルにわたる管理、⑤多様な取組の組合せ、⑥広範な関係者による役割分担と連携、⑦自主的取組の推進、⑧透明性の確保とリスクコミュニケーションの促進、⑨取組の着実な実施、⑩不断の見直し

(注) 関係者として、事業者（化学物質及びそれを含有する製品の製造事業者、使用事業者、輸入・販売事業者を含む）、国民、民間団体等（事業者団体、消費者団体、労働組合、N G O、マスメディア等）、国等を想定。

2. 化学物質総合管理政策の充実・強化について

(1) 新規化学物質の評価…段階的な事前審査の導入

新規の化学物質の事前審査制度については、新たな社会的・経済的便益（人の健康や環境へのリスクの低減も含む）をもたらす新規化学物質の開発を過度に抑制することのないよう、国際的な動向を踏まえ、全ての物質について一律に事前審査を義務付けるのではなく曝露の可能性を考慮した段階的対応をすべきである。

－人の健康や環境への影響の未然防止の観点から、今後どのような有害性項目を審査対象項目にすべきか更に検討すべきである。

－曝露可能性の低い化学物質は事前審査の対象外とする。

～中間物、輸出専用品、低生産量化学物質（現行は国内総量1トン）

－セーフティネットとして、対象外としたものについて曝露状況を事後的に確認する制度や必要な場合に有害性情報の提出を求める制度を設けることが必要。

－今後、法制面の対応、国や事業者の人材確保を含めた体制整備について詳細な検討を進めが必要。

－有害性評価基準の一元的運用、審査手続の効率化、評価基準の公開等の透明性の確保を図るべき。

(2) 既存化学物質の評価…事業者・国の取組の一層の推進

① 事業者による自主的な取組の一層の推進

事業者は、事業者団体の活動等を通じて事業者間の協力や国際的な連携を図りながら、高生産量化学物質及びリスクが懸念される化学物質を中心に有害性情報等の把握に関する自主的取組を今後さらに推進すべきである。

- 既存の情報等の活用、スクリーニング手法の利用、関係者間の協力による効率的な対応。
- 既存の有害性情報や曝露の可能性に基づき取り組むべき化学物質の優先順位付けを自ら行い計画的に実施。
- 取組の内容や進捗状況については、対外的な公表などを通じて透明性を確保。

② 国における取組の一層の推進

国は、化学物質審査規制法に係る安全性点検等の施策を着実に実施し、必要に応じ有害性・曝露・リスク評価に係る施策を推進すべきである。

- 事業者の取組の内容等を把握しつつ、事業者の取組を円滑にするためのモニタリング、評価手法開発、評価実施指針の提示等の環境整備を進めるべき。
- 事業者の取組の内容等も踏まえ、必要な場合には個別化学物質の有害性情報の収集・取得、有害性評価、リスク評価を行うべき
- 化学物質の有害性・リスクに関わる情報については、体系的な知的基盤・知識基盤として、秘密情報の取り扱いに留意しつつ、関係者が広く共有できるような一元的な仕組を整備すべき。

(3) 自主管理の改善を促す枠組整備の推進

① 自主管理計画の策定・実施に関する取組の拡大

個別化学物質のリスク評価の結果を踏まえ対策の実施が必要とされる場合には、従来のO E C D のリスク削減プログラムや有害大気汚染物質対策において行なっている自主管理計画の策定・実施とそれらの進捗状況の把握といった手法を適用することを検討すべきである。

② 化学物質の分類基準・表示に関する世界調和システム（G H S）の導入

G H S は、国際的な協調の下で、化学物質を自主的に管理するための手段として活用すべきである。国際的に示された導入の目標時期（I F C S：2008年、A P E C：2006年）を念頭に置きつつ、個別化学物質の分類や表示に関する事業者の自主的取組を進めるとともに、現行法令に基づく既存制度とG H S の整合性確保のための検討を行うことが必要である。

(4) 「生態毒性物質」に関する取組の強化

① 科学的知見の充実の必要性

個別の生物種に有害性を示す「生態毒性物質」と生態系への影響との因

果関係は必ずしも明らかになっていないため、生物種や生物量の変化、化学物質の環境中濃度等のモニタリングを行い、因果関係に関する科学的知見の充実に取り組むことが必要である。

②生態系への影響の未然防止

一方、科学的な解明が行われるまでの間も、当面、生態毒性物質について、生態系への影響の未然防止に資するよう、国際的な動向にも留意しつつ、事業者の自主管理を促す枠組整備を進め、適切な評価及び管理を行うことが必要である。

- －事業者、国による生態毒性物質の特定
- －M S D S 制度への対象物質の追加
- －G H S に基づく表示の導入促進
- －P R T R 制度への対象物質の追加

③個別の生物種への影響の未然防止

②の考え方とは別に、政府部内における生活環境保全を目的とした水質目標値等の検討と同様に、個別の生物種の生息又は生育への影響の未然防止の観点から対応を進めることも考えられる。こうした取組を進めるに当たっては、我が国として統一的な考え方の下で、取組の効果と効率性を考慮しつつ相互に整合性の取れたものとなるよう制度設計を行うべきである。

- －新規化学物質について生態毒性を事前に把握する制度の導入
- －事業者に生態毒性物質の管理を求める枠組の導入（M S D S 、P R T R 等以外の対応）。

3. 今後さらに継続して検討すべき課題

現在直面している課題の中で早急に取り組む必要のある課題については、引き続き本研究会等において検討を行い、基本的な方向付けを行うことが必要である。例えば当面は以下の事項について検討すべきである。

- ・製品に含まれる化学物質の管理について
- ・リスクコミュニケーションへの対応について
- ・化学物質等の製造事業者・輸入事業者、販売事業者、使用事業者等の関係事業者間の適切な役割分担と連携について

他方、中長期的視点に立って取り組むべき課題としては、制度や枠組とともに、それを支える人材の育成・確保や組織体制のあり方についても検討を進めが必要である。

(注) 人材の育成・確保については、本研究会における検討に先立って産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会において、今後の人材育成のあり方について審議され中間報告がまとめられている。

化学物質総合管理政策研究会 委員名簿

座長	浅尾 彰一	三井化学株式会社常務取締役
	浅野 直人	福岡大学法学部教授
	有田 芳子	全国消費者団体連絡会事務局環境政策担当
	池田 正之	京都大学名誉教授
	伊東 信行	名古屋市立大学名誉教授
	河内 哲	住友化学工業株式会社常務取締役
	菅 裕保	日産自動車株式会社常務
	北野 大	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
	櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
	角田 季美枝	バルディーズ研究会運営委員
	中杉 修身	(独) 国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長
	中西 準子	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
	中村 雅美	日本経済新聞社編集委員
	松本 忠	株式会社東芝取締役上席常務
	満岡 三倍	三菱化学株式会社専務取締役
	宮本 純之	国際純正応用化学連合 (I U P A C) 環境問題上級顧問
	安井 至	東京大学生産技術研究所教授
	吉武 一	日本化薬株式会社常務取締役